

北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日技普第427号農政部長通知）の一部改正新旧対照表（本文）

改正後	現行	改正理由
<p>北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>令和4年6月9日技普第427号農政部長通知 改正 令和5年5月11日技普第227号農政部長通知</p> <p>第1～第23 （略）</p> <p>第24 研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証</p> <p>1 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等（就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等）を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。</p> <p>2 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第18の1に掲げる事業実績報告書に記載する。</p> <p>3 事業実施主体は、実施要綱別記4の第2の4に掲げる事業を実施するときには、事業実施年度から第2の1の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者の就農状況等を調査する。</p> <p>4 事業実施主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第26号により、知事又は総合振興局長等に報告する。</p> <p>5 事業実施主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和4年6月9日から施行する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和5年5月11日から施行する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、この要領は令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>令和4年6月9日技普第427号農政部長通知</p> <p>第1～第23 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和4年6月9日から施行する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>新規就農者育成総合対策実施要綱別記4が改正されたことに伴う新設</p>